

○防衛省告示第百八十一号

○防衛省告示第百八十一号  
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年十月六日から施行する。

令和五年九月二十六日

防衛大臣  
木原 稔

三 陸上自衛隊幌別駐屯地

陸上自衛隊幌別駐屯地	対象防衛関係施設の所在地
北海道登別市	北海道登別市
緑町（次の図面に示す部分に限る。）	緑町三丁目一番地

対象防衛関係施設の所在地区	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設周辺地域		備考
		対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設周辺地域	
市北区さいたま	埼玉県さいたま市北区さいたま	新町千八十番地	新町（次の図面に示す部分に限る。）	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
日進町	日進町一丁目四十番地七	新町（次の図面に示す部分に限る。）	大字勅使河原（次の図面に示す部分に限る。）	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも周辺地域に含まられるものとする。
	（次の図面に示す部分に限る。）			三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。
				四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域には「なお従前の例による。」とある。

対象防衛関係施設の所在地区	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設周辺地域		備考
		対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設周辺地域	
市北区	埼玉県さいたま市北区	池尻二丁目	池尻二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
		東京都世田谷区	上目黒五丁目及び東山二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも周辺地域に含まられるものとする。
		東京都目黒区	上目黒四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。
				四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域には「なお従前の例による。」とある。

九 陸上自衛隊東立川駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設周辺地域	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域	備考
東京都立川市	北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	東京都国分寺市	西町一丁目（次に示す部分に限る。）	北二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
東京都立川市	北三丁目（次に示す部分に限る。）	東京都国分寺市	西町一丁目（次に示す部分に限る。）	北二丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に係る対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。
東京都立川市	北三丁目（次に示す部分に限る。）	東京都国分寺市	西町一丁目（次に示す部分に限る。）	北二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 陸上自衛隊新発田駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設周辺地域	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域	備考
新潟県新発田市	大手町六丁目四番十六号	新潟県新発田市	大手町三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大手町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区間に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
新潟県新発田市	大手町六丁目四番十六号	新潟県新発田市	大手町三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大手町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。
新潟県新発田市	大手町六丁目四番十六号	新潟県新発田市	大手町三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大手町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	五 他の区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に係る対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 他の区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

十二 陸上自衛隊北富士駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設周辺地域	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域	備考
新潟県新発田市	大手町三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	新潟県新発田市	大手町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大手町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
新潟県新発田市	大手町三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	新潟県新発田市	大手町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大手町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に係る対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 陸上自衛隊富士駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	静岡県駿東郡小山町	対象防衛関係施設の区域	静岡県駿東郡小山町	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。
	対象防衛関係施設周辺地域	静岡県駿東郡小山町	対象防衛関係施設周辺地域	静岡県駿東郡小山町	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	備考
	対象防衛関係施設周辺地域	静岡県御殿場市	対象防衛関係施設周辺地域	静岡県御殿場市	備考

十五 陸上自衛隊板妻駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	備考
	対象防衛関係施設周辺地域	静岡県御殿場市	対象防衛関係施設周辺地域	静岡県御殿場市	備考

十六 陸上自衛隊春日井駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	愛知県春日井市	対象防衛関係施設の区域	愛知県春日井市	備考
	対象防衛関係施設周辺地域	愛知県春日井市	対象防衛関係施設周辺地域	愛知県春日井市	備考

十七 陸上自衛隊久居駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	三重県津市	対象防衛関係施設の区域	三重県津市	備考
	対象防衛関係施設周辺地域	三重県津市	対象防衛関係施設周辺地域	三重県津市	備考

備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	
	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間は、対象施設周辺地域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する。交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	
十九 陸上自衛隊福知山駐屯地	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設	京都府福知山市
京都府福知山市	京都府福知山市	京都府福知山市
字天田 (次の図面に示す部分に限る。)	字天田 (次の図面に示す部分に限る。)	天田無番地
南岡町 (次の図面に示す部分に限る。)、字堀 (次の図面に示す部分に限る。)、駅南町 (次の図面に示す部分に限る。)、丁目及び二丁目 (いすれも次の図面に示す部分に限る。)、緑ヶ丘町並びに	字天田 (次の図面に示す部分に限る。)	
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	
二十 陸上自衛隊今津駐屯地	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設	滋賀県高島市
滋賀県高島市	滋賀県高島市	滋賀県高島市
今津町今津 (今津町大供及び新旭町饗庭 (いすれも次の図面に示す部分に限る。))、今津町今津 (今津町今津及び今津町大供 (いすれも次の図面に示す部分に限る。))	今津町今津 (今津町大供及び新旭町饗庭 (いすれも次の図面に示す部分に限る。))、今津町今津 (今津町今津及び今津町大供 (いすれも次の図面に示す部分に限る。))	今津町今津平郷国有地
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間は、対象施設周辺地域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する。交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	
	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間は、対象施設周辺地域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する。交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	
二十一 陸上自衛隊米子駐屯地	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設	鳥取県米子市
鳥取県米子市	鳥取県米子市	鳥取県米子市
両三柳 (次の図面に示す部分に限る。)	両三柳 (次の図面に示す部分に限る。)	両三柳二千六百三番地
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間は、対象施設周辺地域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する。交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

二十二 陸上自衛隊山口駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
	山口県山口市	山口県山口市	上宇野令七百八十四番地	上宇野令及び宮野下（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

**備考**

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらとの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

| | 二十三 陸上自衛隊小倉駐屯地   | |--| | <p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>対象防衛関係施設</p> <p>対象防衛関係施設周辺地域に含まれる対象施設周辺地域</p> <p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>対象防衛関係施設</p> | | <p>小倉南区<br/>福岡県北九州市</p> <p>小倉南区<br/>福岡県北九州市</p> <p>北方五丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>                              | | <p>北方五丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>  |   備考  一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらとの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。  四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 |

二十四 陸上自衛隊対馬駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
	長崎県対馬市	長崎県対馬市	厳原町桟原三十八番地	厳原町日吉及び厳原町桟原、厳原町西里、厳原町東里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

**備考**

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらとの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 及びこの表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

| | 二十五 陸上自衛隊大村駐屯地   | |--| | <p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>対象防衛関係施設</p> <p>対象防衛関係施設周辺地域に含まれる対象施設周辺地域</p> <p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>対象防衛関係施設</p> | | <p>長崎県大村市</p> <p>長崎県大村市</p> <p>西乾馬場町（次の図面に示す部分に限る。）</p>  | | <p>西乾馬場町（次の図面に示す部分に限る。）</p>  |   備考  一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらとの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。  三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。  四 及びこの表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 |

備考		三十 陸上自衛隊都城駐屯地		二十九 陸上自衛隊都城駐屯地	
対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設周辺地域に係る対象施設周辺地域
鹿児島県霧島市	鹿児島県霧島市	鹿児島県霧島市	宮崎県都城市	宮崎県都城市	久保原町一街区十二号
国分広瀬一丁目から三丁目まで、国分福島一丁目及び二 限る。)	国分福島二丁目 (次の図面に示す部分に限る。)	久保原町 (いすれも次の図面に示す部分に限る。)	久保原町 (次の図面に示す部分に限る。)	久保原町 (次の図面に示す部分に限る。)	久保原町 (次の図面に示す部分に限る。)
一 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる 区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも 一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらとの交差点は、対象施 設周辺地域に含まれるものとする。	二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる 区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも 一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらとの交差点は、対象施 設周辺地域に含まれるものとする。	三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる 区域に接する道路の区間並びにこれらとの交差点は、対象施 設周辺地域に含まれるものとする。	四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域 及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる 区域に接する道路の区間並びにこれらとの交差点は、対象施 設周辺地域に含まれるものとする。	四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域 及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。
備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	備考	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

三十一 海上自衛隊小月航空基地 小月射擊場

三十三 海上自衛隊大波射擊場

備考	三十七 航空自衛隊三沢基地四川目訓練場		備考
	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	
	青森県三沢市	青森県三沢市	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
	青森県三沢市	青森県三沢市	二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。
	大字三沢及び四川目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	四川目四丁目八十九番地二十一	五 北緯三十四度十五分二十五秒、東経百三十二度二十 六 分二十八秒の点
	大字三沢及び四川目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	四川目（次の図面に示す部分に限る。）	六 北緯三十四度十五分二十六秒、東経百三十二度二十 六 分四十七秒の点
三十八 航空自衛隊小牧基地笠原訓練場		三十九 航空自衛隊岐阜基地岐阜訓練場	
対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
岐阜県多治見市	岐阜県多治見市	岐阜県土岐市	岐阜県土岐市
笠原町字深山一番九	笠原町字深山一番九	鶴里町柿野	鶴里町柿野
（次の図面に示す部分に限る。）	（次の図面に示す部分に限る。）	（次の図面に示す部分に限る。）	（次の図面に示す部分に限る。）
順次に掲げる点を順次に結んだ線	順次に掲げる点を順次に結んだ線	北緯三十五度十六分二十七秒、東経百三十七度十分	北緯三十五度十六分二十七秒、東経百三十七度十分
及び四に掲げる点と四に結んだ線	及び四に掲げる点と四に結んだ線	五十二秒の点	五十二秒の点
点と点を結んだ線	点と点を結んだ線	北緯三十五度十六分五秒、東経百三十七度十分五十	北緯三十五度十六分五秒、東経百三十七度十分五十
により囲まれた	により囲まれた	三秒の点	三秒の点
区域	区域	北緯三十五度十六分四秒、東経百三十七度十分二十	北緯三十五度十六分四秒、東経百三十七度十分二十
四二十四秒の点	四二十四秒の点	五秒の点	五秒の点
この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

## 三十九 航空自衛隊高藏寺分屯基地飛地地区

対象防衛関係施設の所在地	愛知県春日井市	木附町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設周辺地域	愛知県春日井市	木附町無番地 押沢台四丁目及び五丁目、木附町、高座町、玉野台一丁目及び二丁目並びに玉野町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<b>備考</b>		
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。		
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらとの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		
四 この表下欄に掲げる行政区分その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		
〇 防衛省告示第百八十二号 防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和五年十月六日から施行する。		
令和五年九月二十六日		
対象施設	対象施設の管理者	防衛大臣 木原 慎
陸上自衛隊北恵庭駐屯地	北恵庭駐屯地司令	福知山駐屯地司令
陸上自衛隊南恵庭駐屯地	南恵庭駐屯地司令	信太山駐屯地司令
陸上自衛隊幌別駐屯地	幌別駐屯地司令	米子駐屯地司令
陸上自衛隊函館駐屯地	函館駐屯地司令	山口駐屯地司令
陸上自衛隊土浦駐屯地	土浦駐屯地司令	小倉駐屯地司令
陸上自衛隊三宿駐屯地	三宿駐屯地司令	対馬駐屯地司令
陸上自衛隊東立川駐屯地	東立川駐屯地司令	大村駐屯地司令
陸上自衛隊久里浜駐屯地	久里浜駐屯地司令	別府駐屯地司令
陸上自衛隊北富士駐屯地	北富士駐屯地司令	対馬駐屯地司令
航空自衛隊高藏寺分屯基地飛地地区	高藏寺分屯基地司令	富士駐屯地司令

陸上自衛隊富士駐屯地	富士駐屯地司令
陸上自衛隊板妻駐屯地	板妻駐屯地司令
陸上自衛隊春日井駐屯地	春日井駐屯地司令
陸上自衛隊久居駐屯地	久居駐屯地司令
陸上自衛隊今津駐屯地	今津駐屯地司令
陸上自衛隊福知山駐屯地	福知山駐屯地司令
陸上自衛隊山口駐屯地	信太山駐屯地司令
陸上自衛隊米子駐屯地	米子駐屯地司令
陸上自衛隊對馬駐屯地	対馬駐屯地司令
陸上自衛隊大村駐屯地	大村駐屯地司令
陸上自衛隊別府駐屯地	別府駐屯地司令
陸上自衛隊玖珠駐屯地	玖珠駐屯地司令
陸上自衛隊えびの駐屯地	えびの駐屯地司令
陸上自衛隊都城駐屯地	都城駐屯地司令
陸上自衛隊国分駐屯地	国分駐屯地司令
海上自衛隊千尽地区	小月教育航空群司令
海上自衛隊大波射撃場	佐世保地方総監
海上自衛隊舞鶴教育隊	舞鶴地方総監
海上自衛隊芦嶠訓練場	大湊地方総監
海上自衛隊第一術科学校長浜射撃場	海上自衛隊第一術科学校校長
航空自衛隊三沢基地四川目訓練場	三沢基地司令
航空自衛隊小牧基地笠原訓練場	小牧基地司令
航空自衛隊高藏寺分屯基地飛地地区	高藏寺分屯基地司令